

第33号様式（第22条関係）

令和6年10月4日

西濃 保健所長 様

岐阜県大垣市築捨町1丁目14番地1
医療法人 大樹
理事長 後藤 貴吉
電話番号 (0584) 88-0144

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人**大樹**会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県大垣市築捨町1丁目14番地1

(3) 設立認可年月日 平成14年10月 8日

(4) 設立登記年月日 平成14年10月28日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	後藤 貴吉	介護老人保健施設大樹管理者
理 事	松岡 尚子	
同	田邊 愛子	
監 事	佐藤 貴昭	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
介護老人 保健施設	老人保健施設 大樹	21-5-21-80051	岐阜県大垣市築捨町1 丁目14番地1	入所定員 96名 通所定員 25名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、

その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月12日 令和4年度決算の決定

令和6年7月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

(3) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(5) その他

様式26-3

法人名 医療法人 大樹
 所在地 岐阜県大垣市築捨町1丁目14番地1

※医療法人整理番号

財産目録

(令和6年7月31日現在)

1. 資産額	684,018 千円
2. 負債額	15,281 千円
3. 純資産額	668,737 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	278,815
B 固定資産	405,203
D 資産合計	(A+B) 684,018
E 負債合計	15,281
F 純資産	(C-D) 668,737

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-1(新法:病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人 大樹

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県大垣市築捨町1丁目14番地1

貸 借 対 照 表

(令和6年 7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	278,815	I 流動負債	15,281
現金及び預金	213,433	支払手形	0
事業未収金	65,621	買掛金	164
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	155	未払金	13,749
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	72
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	△394	繰延税金負債	0
II 固定資産	405,203	前受金	0
1 有形固定資産	339,603	預り金	1,296
建物	219,329	前受収益	0
構築物	2,786	引当金	0
医療用器械備品	412	その他の流動負債	0
その他の器械備品	2,117	II 固定負債	0
車両及び船舶	459	医療機関債	0
土地	114,500	長期借入金	0
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	0	引当金	0
2 無形固定資産	35	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	15,281
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	35	科目	金額
3 その他の資産	65,565	I 資本剰余金	0
有価証券	0	II 利益剰余金	668,737
保険積立金	56,760	1 代替基金	8,000
長期貸付金	0	2 その他利益剰余金	660,737
役職員等長期貸付金	0	別途積立金	785,000
長期前払費用	7,112	繰越利益剰余金	△124,263
繰延税金資産	0	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	1,693	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		IV 基金	0
		純資産合計	668,737
資産合計	684,018	負債・純資産合計	684,018

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式26-2-1（病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名 医療法人 大樹
所在地 岐阜県大垣市築塚町1丁目14番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本來業務事業損益		
1 事 業 収 益		367,917
2 事 業 費 用		
(1)事 業 費	408,656	
(2)本 部 費	0	408,656
本來業務事業損失		40,739
B 附帯業務事業損益		
1 事 業 収 益		0
2 事 業 費 用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事 業 収 益		0
2 事 業 費 用		
収益業務事業利益		0
事 業 損 失		40,739
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
その他の事業外収益	42,904	42,905
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
その他の事業外費用	394	394
経 常 利 益		1,772
IV 特 別 利 益		
固定資産売却益	900	
その他の特別利益	5,257	6,157
V 特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	35,361	35,361
税 引 前 当 期 純 損 失		27,432
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	72	
法 人 税 等 調 整 額	0	72
当 期 純 損 失		27,504

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人 大樹
理事長 後藤 貴吉 殿

私は、医療法人 大樹の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 9月24日

医療法人 大樹
監事 佐藤 貴昭